

第10章 他都道府県への支援活動

1 宮城DMAT（本章に限っては宮城DMAT-Lを除く。）の派遣

(1) DMAT調整本部・SCUの設置

ア 県は、他都道府県における大規模災害等により、厚生労働省DMAT事務局等から宮城県に対してDMATの派遣要請があった場合はDMAT調整本部を、県内に航空搬送拠点が指定された場合にはDMAT域外拠点本部をそれぞれ県保健福祉部の指揮下に設置します。

県DMAT調整本部及びDMAT域外拠点本部の設置に当たっては、統括DMAT登録者である災害医療コーディネーターに出務等を要請します。

名称	設置の条件	設置箇所	業務
県DMAT調整本部	宮城県にDMATの派遣が要請された場合	県保健福祉部	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県内のDMATの派遣調整の補助 必要に応じDMAT域外拠点本部の設置、指揮及び調整 被災情報等の収集 被災地で活動する自都道府県DMATへのロジスティクス 被災地のDMAT都道府県調整本部との連絡及び調整 消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整 厚生労働省との情報共有 その他必要な事務
DMAT域外拠点本部	宮城県内に広域医療搬送拠点やDMAT参集拠点が指定された場合	指定された広域医療搬送拠点及びDMAT参集拠点	<ul style="list-style-type: none"> 参集したDMATの指揮及び調整 広域医療搬送等に関する情報収集 広域医療搬送患者の情報管理 搬送手段の調整 地域における受入医療機関の調整 機材などの調達に関わる調整 DMAT派遣の調整 県DMAT調整本部との連絡及び調整 その他必要な事務

イ 宮城県内に広域医療搬送拠点が指定された場合には、自衛隊等の協力を得てSCUを設置します。

(2) 宮城DMATの派遣要請

県医療政策課は、宮城DMATの派遣に関する協定に基づき、宮城DMAT指定病院に対しDMATの派遣を要請します。

宮城DMATは、要請に基づき、参集拠点、県DMAT調整本部又はDMAT域外拠点本部に参集します。

2 医療救護班等の派遣

(1) 医療救護班等の派遣可否の確認と派遣要請

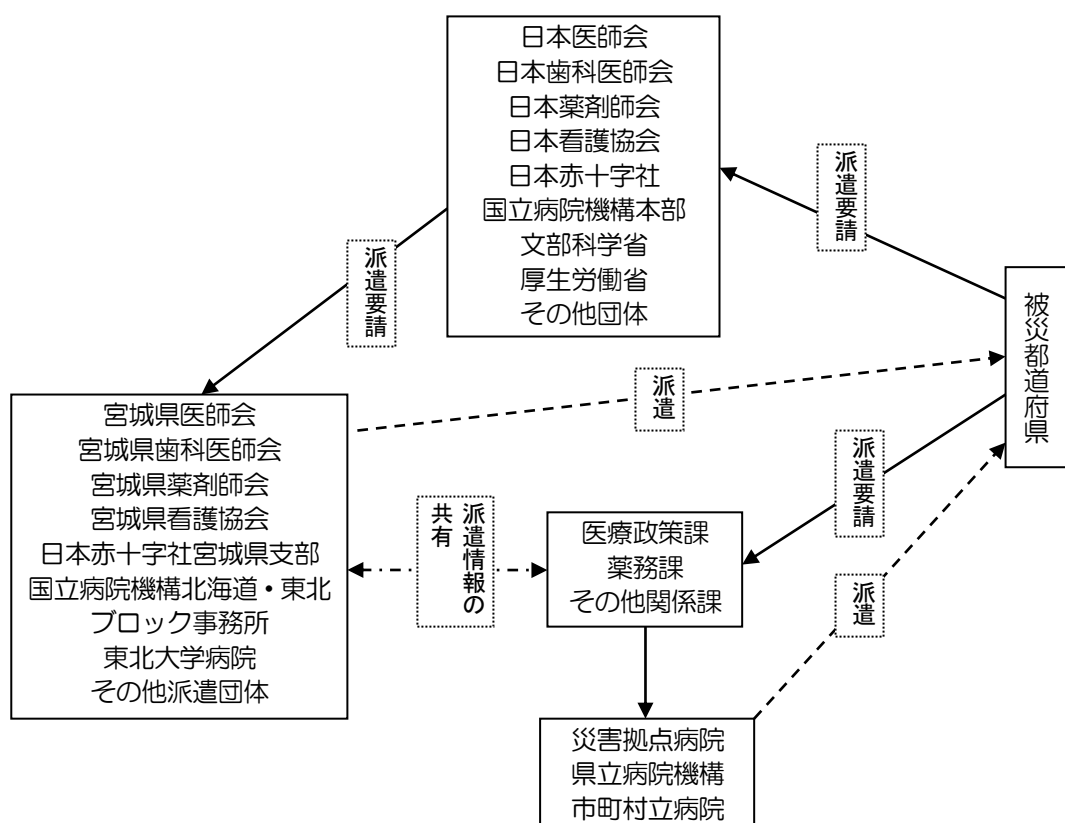
被災都道府県から医療救護班等の派遣要請があった場合、県医療政策課は、県内の災害拠点病院、県立病院及び市町村立病院等に対し、被災都道府県からの要請内容を伝えた上で医療救護班の派遣可否を確認し、派遣可能との回答があった場合には、病院ごとの派遣期間を調整した上で派遣を要請します。

派遣に関する費用については、原則として宮城県が派遣する医療機関に支弁した上で、災害救助法に基づき被災都道府県に求償します。

(2) 医療関係団体・機関との情報共有

県は、関係する各課（医療政策課、健康推進課、障害福祉課、精神保健推進室、薬務課）が連携し、宮城県医師会、宮城県歯科医師会、宮城県薬剤師会、宮城県看護協会、日本赤十字社宮城県支部、国立病院機構北海道・東北ブロック事務所、東北大学病院等の医療関係団体・機関から、医療救護班等の派遣状況に関する情報を収集・共有し、必要に応じて支援内容や対応方針を協議します。

図 県外への医療救護班等の派遣に係るフロー



3 他都道府県からの傷病者の受け入れ

(1) 地域医療搬送患者の受け入れ

ア 主に空路での搬送となることから、陸上自衛隊の協力を得て震目駐屯地等に域外拠点本部及びSCUを設置します。

イ 域外拠点本部は、被災地のSCU本部及び県内の災害拠点病院等と連携をとりながら、被災地から搬送されてくる傷病者の受入医療機関の調整を行います。

ウ 被災地から搬送されてきた傷病者は一旦SCUに収容し、受入医療機関が決まり搬送されるまでの間、必要な処置を行います。

(2) 広域医療搬送患者の受け入れ

ア 国から指定のあった航空搬送拠点に域外拠点本部及びSCUを設置します。SCUの設置に当たっては、設置場所に応じて、陸上自衛隊、航空自衛隊並びに国土交通省仙台空港事務所及び仙台国際空港株式会社に協力を要請します。

イ 域外拠点本部は、被災地のSCU本部及び県内の災害拠点病院等と連携をとりながら、被災地から搬送されてくる傷病者の受入医療機関の調整を行います。

ウ 被災地から搬送されてきた傷病者は一旦SCUに収容し、受入医療機関が決まり搬送されるまでの間、必要な処置を行います。